

広島県警察ホームページ広告掲載取扱要領に係る運用基準

第1 趣旨

この基準は、広島県警察ホームページ広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものであり、広島県警察ホームページ広告審査会（以下「広告審査会」という。）は、この基準に従って広告掲載の可否の判断を行うものとする。

第2 広告主の範囲

次のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲出し、又は掲載することができない。広告を掲出又は掲載中において、これらに該当するに至った場合も、同様とする。

- 1 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係があると認めるに足りる相当な理由があるもの
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当するもの
- 4 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業に該当するもの
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- 6 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- 7 行政機関からの行政指導による改善がなされていないもの
- 8 県からの指名除外を受けているもの
- 9 消費税及び地方消費税並びに県税を滞納しているもの
- 10 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- 11 裁判に関連する業務を営むもの
- 12 興信所、探偵事務所等に関するもの
- 13 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引並びにこれらに類する取引に関するもの
- 14 医療行為に類似したサービス又は医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器に類似した商品に関するもの
- 15 占い、運勢判断及びこれに類するもの
- 16 鉄砲刀剣類を取り扱う事業を営むもの
- 17 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中のもの
- 18 男女共同参画推進の観点から適當でないと認められるもの
- 19 その他広告を掲出し、又は掲載する業種又は事業者として適當でないと認められるもの

第3 掲載しない広告

掲載しない広告は、要領第3条第1号から第12号までに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- 1 広告主が明確でなく、責任の所在が不明確なもの
- 2 申込者以外の者の広告となるもの
- 3 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明のもの
- 4 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- 5 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- 6 代理店募集、副業、内職、会員募集などで、内容が不明確なもの
- 7 通信販売で連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件などが不明確なもの
- 8 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容又は施設の所在が不明確なもの
- 9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に該当する業種及びこれに類似する業種に関するもの
- 10 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- 11 私的な秘密事項の調査を業とするもの
- 12 ギャンブルに関するものやギャンブルを奨励する内容のもの
- 13 たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- 14 酒に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- 15 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に定める暴力団に関するもの
- 16 寄付金の募集に関するもの
- 17 いわゆる健康食品に関するもので、医薬品的な効能・効果を表現しているもの
- 18 皇室の写真、紋章その他皇室関係のものを使用したもの
- 19 個人・団体の意見広告、名刺広告、謝罪・釈明に当たるもの及び売名目的のもの
- 20 社会問題などについての主義主張や係争中の問題についての声明に関するもの
- 21 公的機関・行政機関から指名停止などの処分、行政指導を受け、その後も改善がなされていないもの
- 22 あたかも広島県が推奨しているかのような表現を含むもの又は広島県警察ホームページの一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- 23 広島県が推進している施策に反するもの
- 24 広島県の県税を滞納している者に係るもの
- 25 その他当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと要領第9条に規定する広告審査会が判断するもの

第4 広告の表現について

広島県警察ホームページに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、別途仕様書を定める。